

CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和 3 年 5 月 28 日 千葉県総務部財政課 043-223-2076

令和3年度一般会計補正予算(第6号)の専決について

まん延防止等重点措置の適用が延長されることを受け、6月1日から6月20日までの期間、飲食店等への営業時間短縮等の要請を継続するにあたり必要となる協力金や、飲食店における感染防止対策に関する現地確認に要する経費について、補正予算を編成します。

また、高齢者向けワクチン接種の早期完了のために県が実施する集団接種や、宿泊事業者における感染防止対策の取組に対する支援についても、必要となる予算をあわせて補正します。

これらの補正予算については、本日、専決処分しました。

# 1 補正予算の概要

補正予算規模 366 億 26 百万円(補正後予算額2兆1,254 億 83 百万円)

### [ 歳入内訳]

- 国庫支出金 364 億 56 百万円 (2,910 億 97 百万円 3,275 億 53 百万円) (地方創生臨時交付金、緊急包括支援交付金 等)
- ・ 諸収入 1 億 70 百万円(4,207 億 47 百万円 4,209 億 17 百万円)

## 2 補正予算の内容

千葉県感染拡大防止対策協力金事業(経済政策課)

33,300,000千円

(既定予算とあわせ 125,600,000千円)

県の要請期間(令和3年6月1日から6月20日まで)に、営業時間の短縮等を行った 飲食店及び大規模施設等に対し、協力金を支給します。

1 飲食店に対する協力金 28,300,000 千円(既定予算とあわせ 115,600,000 千円) [対象者] 県内全域の飲食店

#### [主な支給要件]

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること
- ・まん延防止等重点措置区域にあっては、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わないこと等

「支給額]以下の区分に応じて算定した日額×20日

(1)まん延防止等重点措置を講じるべき区域

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、 我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市)

[中小企業]前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・7万5,000円以下の場合:3万円[日額]
- ・7万5,000円~25万円の場合:前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4[日額]
- ・25 万円を超える場合: 10 万円[日額] 前回の延長時、国が下限額を 4 万円から 3 万円に引き下げたことに伴い、 県では激変緩和を図るため、臨時交付金(事業者支援分)による上乗せを行い ましたが、6 月 1 日以降の要請分からは、国の下限額どおりの 3 万円となり ます。

〔大 企 業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)[日額]

#### (2)その他区域

[中小企業]前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・8万3,333円以下の場合:2万5千円[日額]
- 8万3.333円~25万円の場合:前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3日額
- ・25 万円を超える場合:7万5千円[日額]

〔大 企 業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4[日額]

(上限額は、20 万円又は前年度若しくは前々年度の 1 日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額)

中小企業は 1 日当たりの売上高に応じての支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

6月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月4日までに 御協力いただいた場合は、協力を開始した日から6月20日までの日数分を支給します。

- 2 大規模施設等に対する協力金 5,000,000千円(既定予算とあわせ 10,000,000千円)
- [対象施設]まん延防止等重点措置を講じるべき区域内の大規模施設及び当該施設内のテナント・ 出店者等
- [支給対象] 大規模施設:特別措置法24条9項に基づく要請に御協力いただいた1,000㎡超の施設 デナント・出店者等:上記施設又は要請に御協力いただいた1,000㎡超のイベント関連施設 等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を 対象に飲食業以外の事業を営む事業者等
- [支給額]原則下記の1日あたりの支給金額 ×「短縮した時間/本来の営業時間」× 20日分・大規模施設:休業面積1,000㎡毎に20万円/日

支給対象のテナント店舗等の数が 10 以上の場合、1 店舗につき 2 千円が加算されます。

・テナント・出店者等: 休業面積 100 ㎡毎に2万円/日

「支給要件 ] 20時から5時は営業を自粛すること

業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること 等

6月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月4日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から6月20日までの日数分を支給します。

飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業(経営支援課) 150,000千円 (既定予算とあわせ 530,000千円)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に、感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査については、調査期間を延長し、対策の不十分な店舗に対し、繰り返し調査を実施します。

[調査期間]令和3年6月1日~令和3年6月20日

### 「調査項目例 ]

- ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類の提供自粛(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)
- ・時短営業の遵守 など

### 県によるワクチン集団接種の実施【新規】(疾病対策課)

700,000千円

高齢者向けワクチン接種を早期に完了するため、県が特設会場を開設し、集団接種を実施 します。

「実施期間]令和3年6月14日(予定)から令和3年7月31日まで(土日祝日含む)

[接種会場]千葉市中央区蘇我コミュニティセンター

「対象者]県内の高齢者(65歳以上)

「接種人数 ] 600 人/日(予定)

[予約方法]インターネット上の専用サイトで予約できます。

また、コールセンターで電話予約も受け付けます。

電話:0570-000-264

午前9時から午後5時まで(土日祝日含む)

「予約期間 ] 令和 3 年 6 月 8 日から令和 3 年 6 月 30 日

市町村に対する支援策を総合的に検討した上で上記以外の会場の開設が必要となった場合の経費も計上しています。開設する際は改めてお知らせします。

宿泊事業者による感染防止対策等支援事業【新規】(観光企画課) 2,476,641 千円 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者が 実施する感染拡大防止対策の取組に対し、支援します。

「補助対象」旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設

[補助対象経費](1)感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費

感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入に要する経費 等

- (2) 感染防止に資する新たな需要に対応するための取組に要する経費
  - ・マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発
  - ・施設改修や非接触チェックインシステムの導入 等

令和2年5月14日から令和3年11月末までに支出した経費

- [補 助 額] 1 施設当たり、補助対象経費の 1/2 を上限とし、かつ、下記区分の上限額の 範囲内で支援します。
  - ・客室数9室以下(または従業員数9人以下)の場合、上限額は500千円
  - ・客室数 10~29 室 (または従業員数 10~29 人)の場合、上限額は 1,000 千円
  - ・客室数30~49室(または従業員数30~99人)の場合、上限額は3,000千円
  - ・客室数 50 室以上(または従業員数 100 人以上)の場合、上限額は 5,000 千円 上限額を定める区分については、客室数を基本としますが、従業員数による ことも可能です。